

緊急安全措置の実施について

1 特定空家等の概要

- (1)所在地 旭川市西神楽1線24号470-25
 (2)建物所有者 市内在住男性
 (3)建築物概要
 ア 建築年:昭和38年
 イ 用途等:木造2階建工場
 ウ 床面積:一階50.61㎡、二階36.38㎡※登記事項証明による。

2 対応経過について

- 令和6年4月 倒壊のおそれがある空き家について近隣住民から通報
 現地にて建物の一部崩落及び外壁の剥落を確認
 ○令和6年5月 建物所有者に対し、崩壊している建物部材の撤去及び外壁の修繕等の飛散防止措置を講ずるよう「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下「法」)第22条第1項による助言文書を送付。併せて、倒壊等のおそれがある空き家について開発局へ情報提供。(開発局は特段措置は講じない旨の回答あり)

(この間、所有者による措置はなし)

- 令和7年3月 建物が倒壊したと近隣住民から通報
 現地にて建物の倒壊を確認
 ○令和7年3月 建物所有者に対し、通路上に倒壊している建物部材の撤去及びその他建築部材の飛散防止措置を講ずるよう法第22条第1項による指導文書を送付(所有者の元へ市、開発局とで訪問し口頭による直接指導も併せて実施)
 ○令和7年5月 所有者による措置が見込まれないことから、歩道を確保するため旭川道路事務所によって歩道上の瓦礫が一部撤去された。
 ○令和7年6月 部材飛散等による危険性を除去するため、旭川市空家等及び空地の適切な管理に関する条例第13条第1項に基づく緊急安全措置を実施。
 実施日:令和7年6月24日
 措置内容:前面歩道側に越境している倒壊部材の除去及び敷地内堆積飛散防止のためのネット養生

※緊急安全措置に要した費用は今後所有者へ請求予定

3 附近見取図



出典:国土地理院ウェブサイト 標準地図を加工して作成

4 現地写真



(R7.05.30) 開発局瓦礫撤去前



(R7.05.30) 開発局瓦礫撤去後



(R7.06.24) 倒壊部材除去後



(R7.06.24) 飛散防止ネット養生後